

障害福祉サービス等事業所における虐待防止と身体拘束適正化について



令和3年度報酬改定における虐待防止について

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会（虐待防止委員会）を設置するとともに、委員会を定期的を開催し、検討結果を従業者に周知徹底を図ること。
- ②虐待防止等のための責任者を設置すること
- ③従業者への研修を実施すること。

- ④苦情解決体制の整備、活用すること。
- ⑤成年後見制度の利用支援をすること。

令和4年度から義務化

障害者福祉施設等における
障害者虐待の防止と対応の手引き

令和4年4月

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
障害福祉課 地域生活支援推進室

基準省令に加えて、
「障害者福祉施設等における障害者虐待
の防止と対応の手引き（**R4.4**一部改
訂）」を参照してください



和歌山市ホームページ（ページ番号
1044908）からダウンロード可

障害福祉サービス事業所における虐待防止委員会の例

虐待防止委員会の役割

- ・研修計画の策定・職員のストレスマネジメント・苦情解決
- ・チェックリストの策定、分析と防止の取組検討
- ・事故対応の総括・他の施設との連携
- ・身体拘束に関する適正化についての検討等



虐待防止委員会
組織の基本的な
イメージ

虐待防止委員会の目的・役割

※従業者の懲罰を目的としたものではない

- ①虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成）
- ②虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等）
- ③虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行）

虐待防止委員会の運営の工夫について

- ①事業所単位でなく、法人単位での虐待防止委員会の設置が可能。
- ②事業所の管理者や虐待防止責任者が参画しておれば、最低人数は問わない。
- ※委員会での検討結果を、全従業員に周知徹底する必要があります。
- ③テレビ電話装置等を活用して開催することも可能。
- ④少なくとも1年に1回の開催が必要であるが、身体拘束等適正化検討委員会と一体的に設置・運営することも可能

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.2

- 問2 身体拘束等の適正化のための研修及び虐待防止のための研修の関係如何。
- 答 虐待防止のための研修については、「虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発する」こととされているため、**身体拘束等の適正化の内容に限定しないことが求められる**。例えば、厚生労働省の作成した「障害者虐待防止法の理解と対応」を活用することなどが考えられる。

障害者福祉施設、障害福祉サービス事業所における 障害者虐待防止法の理解と対応



職場内研修用冊子

この冊子は、障害者虐待防止法を理解し、虐待防止に取り組むために、施設・事業所の中で、すべての職員（支援員、事務員、調理員、運転手等の職種や、正規職員、非常勤職員等、雇用条件に関わらず）が共通に読み合わせをするための冊子です。

20分程度で終わりますので、職員の共通認識をもつためにも、読み合わせをしながら学びましょう。

和歌山市ホームページ
(ページ番号1044908) から
ダウンロード可

虐待防止に関する従業者への研修について

- ①事業所職員が行政等が主催する虐待防止に関する研修に参加した場合、事業所内で伝達研修を行い、研修内容を事業所内の全職員に周知するようにして下さい。
- ②事業所間で虐待防止に関する課題を共有した上で複数の事業所で合同して実施することも可能です。

虐待防止及び身体拘束等の適正化に向けた体制整備等の取組事例集（暫定版）

障害者虐待防止及び身体拘束等の適正化に向けた
体制整備等の取組事例集（暫定版）

令和4年3月

PwC コンサルティング合同会社

厚生労働省から虐待防止や身体拘束の適正化に向けた体制整備等の取組事例や小規模事業所における具体的な手法をまとめた事例集（暫定版）の情報提供がありました。指針の例も掲載されています。

和歌山市ホームページ（ページ番号1044908）からダウンロード可能です。

身体拘束等の適正化について



身体拘束等の適正化

身体拘束等の適正化を図るため、運営基準に身体拘束等の禁止について規定するとともに、一定の要件を満たさない場合は報酬を減算する取扱いとしている。

運営基準

■ 原則

利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

■ 具体的な対応

- ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。
 - ※ 虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものとみなす。
 - ※ ②から④の規定は、令和3年4月から努力義務化し、令和4年4月から義務化する。
 - ※ 訪問系サービスについては、①を令和3年4月から義務化する。

身体拘束廃止未実施減算

■ 運営基準の①から④を満たしていない場合に減算する

- ※ ②から④は令和5年4月から適用。
- ※ 訪問系サービスは、①から④の全てを令和5年4月から適用。

■ 減算単位数：5単位/日

身体拘束禁止の対象となる具体的行為

- ① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

「身体拘束ゼロへの手引き」（平成13年3月厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」）

身体拘束ゼロへの 手引き

●高齢者ケアに関わるすべての人に●



和歌山市ホームページ（ページ番号1044908）から
ダウンロード可能

① 身体拘束等の記録

- やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件
 - (1) 切迫性
 - (2) 非代替性
 - (3) 一時性

① 身体拘束等の記録

- やむを得ず身体拘束を行うときの手続き
 - (1) 組織による決定と個別支援計画への記載
 - (2) 本人・家族への十分な説明
 - (3) 必要な事項の記録

②身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催

- 事業所全体で情報共有し、不適切な身体拘束等の再発防止や身体拘束等を行わない支援方法の検討につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意すること。
- 身体拘束適正化検討委員会は少なくとも1年に1回は開催すること必要がある。

身体拘束適正化検討委員会の運営上の工夫

- ①事業所単位でなく法人単位での設置も可能です。
- ②虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも可能です。
- ③委員会での検討結果を、全従業員に周知徹底する必要があります。
- ④テレビ電話装置等を活用して開催することも可能。

③身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

- 身体拘束等の適正化のための指針に盛り込むべき事項
 - (1) 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方
 - (2) 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する基本方針
 - (3) 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
 - (4) 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
 - (5) 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
 - (6) その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

④従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

- 少なくとも年1回以上の定期的な研修を実施すること。
- 身体拘束等の適正化についての内容を盛り込むのであれば、事業所内で行う他の研修（虐待防止に関する研修等）と一体的に実施することが可能です。

身体拘束等廃止未実施減算（令和5年度から完全施行）について



身体拘束等の適正化（運営基準・減算の施行スケジュール）

身体拘束等の適正化を図るための運営基準及び減算の規定は、令和5年度から完全施行。

運営基準	サービス類型	～R2年度	R3年度～	R4年度～	R5年度～
①身体拘束等の記録	・入所、居住系 ・通所系	義務	義務		義務
	・訪問系	規定なし			
②身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催	・入所、居住系 ・通所系		努力義務	義務	
	・訪問系				
③身体拘束等の適正化のための指針を整備	・入所、居住系 ・通所系				
	・訪問系				
④身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施	・入所、居住系 ・通所系				
	・訪問系				

(※) : 運営基準を満たしていない場合に減算（5単位/日）

身体拘束等廃止未実施減算の適用月について

- ・ 事実が生じた月（運営基準を満たしていない状況が確認された月）の翌月から改善が認められた月まで利用者全員について5単位/日を減算。
- ・ 事実が生じた場合、速やかに改善計画を指定権者に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を指定権者に報告することとする。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.1

- 問19 身体拘束等廃止未実施減算については、「事実が生じた場合」に「事実が生じた月の翌月」から減算することとされている。実地指導等において不適切な取扱いが判明した場合の適用はどのようなになるか。
- 答 「事実が生じた」とは、運営基準を満たしていない状況が確認されたことを指す。このため、例えば、令和5年5月1日に運営基準を満たしていないと確認できた場合は、令和5年6月サービス提供分から減算を行うこととなる。

身体拘束等廃止未実施減算（令和5年度から完全施行）での注意点

- 「身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催」、「身体拘束等の適正化のための指針を整備」及び「身体拘束等の適正化のための定期的な研修の実施」は、実際に事業所内で身体拘束を実施しているかの有無にかかわらず全ての事業所（相談支援を除く）で実施が求められていることに注意してください。実施していない場合は令和5年度から減算の対象になります。